

本年もよろしくお願いいたします。

■ スクール長からのメッセージ

■ 主宰からのメッセージ

■ 講義ダイジェスト (1月・12月・11月)

～ スクール長 浅沼公子からのメッセージ ～ 令和4年 新年おめでとうございます



会員の皆様、お健やかに令和4年を迎えられましたことと存じます。

こんな句に出会いました。

「青き踏めマスクを鳩として放て」 夏井いつき

テレビ「プレバト」などでおなじみの方ですね。

青々とした草が萌え、花が咲き乱れる野山、**大きな深呼吸と共にマスクを「えいっ」と青い空に向かって投げる**、白い鳩が飛び立つごとく、スバラシイ勢いのある句ですね。次々と放たれるマスク、顔を真っすぐに上げて颯爽と歩き出す。そのような日も間近でしょう。

高僧が云いました。

「物事始めあれば 終わりがある 登った山は必ず下る」

明日には明日の太陽が昇ります。

感染予防をしっかりとし、きちんとした食事をし、睡眠を取って、自己免疫力を高める。これこそがウイルスに勝利するパワーになるでしょう。いつ来るかわからない次の感染症に活かせる沢山の教訓を得ました。1日も早くフツーの生活を取り戻し、強く深く考え、新思考でビジネスに挑戦しよう。その日はもうすぐです。

令和のテーマ SDGs がスローガン

一人の地球人として、あなたも私も持続可能社会のための行動をすることです。

「一人ひとり3つのRの約束

Repeat Reduce Reborn
再利用しよう 全て減らそう 生まれ変えよう

これが私たちの日々の生活・ビジネスのテーマです。

地球に良いことをしよう、**豊かな海、豊かな森、美しい花、人も魚も動物も植物も**、生きとし生けるもの、青く美しいみんなの地球を次の世代に送り返しましょう。

地球は熱くなっています。世界の平均気温上昇を産業革命以前の1.5度以内に抑えるため、できることは沢山あります。

「海を断つコンクリートに寒鴉」

(栗田 靖/俳人 日本大学国際関係学部名誉教授)

靴を片手に下げて、

打ち寄せる白い波打ち際を歩いたあの日……

今は高いコンクリートの壁に、かすかに波の音が聞こえるだけ

寒々とした風景を伝えています。

遠く水平線まで広がる海、その風景はもうありません。

地球温暖化が奪った数々の風景と感動、一日も早く再び手にできますように……

～ 主宰 三上洋子からのメッセージ ～

メビウス会員の皆様 令和4年。本年もよろしくお願いいたします



令和4年。新たな年を迎えました。

会員の皆様はどのような心持ちでこの新年をお迎えになりましたでしょうか。どうぞ、本年もよろしくお願いいたします。

まず、昨年1年間を振り返ると、「言い訳のたつ1年になってしまった」ことが反省になる。コロナ感染が心配だから……。嘘ではないが、「やらない」「できない」言い訳してきた、と。これはここまで。

今年に入り、にわかに「**エッセンシャルワーカー**」という言葉が広まった。調べてみると、この言葉が新聞メディアに初出したのは2020年4月、ニューヨーク市発の記事であった。**コロナ禍で地下鉄職員、警察官、スーパー店員の安全対策を模索している**とのことであった。

日本では、「**社会機能維持者**」と訳され、国の定める緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者に掲げる事業に従事する者、とされている。別添資料によると、「国民の安定的な生活の確保」として電力・ガス、上下水道などのインフラ関係、飲食品供給、ネット環境維持など10種、「**社会の安定の維持**」として、金融、物流、国防、育児、行政など7種が挙げられている。

「**Essential**」とは、「なくてはならない、大事な」といった意味。

感染症レベルの話とは無関係に普通に訳せば、「**欠くべからざる・大事な仕事に就いている人**」となる。

であれば、私たちは**誰もが誰かの「エッセンシャルワーカー」**なんだ、と思った。

令和4年。我々の想像を遙かに超える事象が今年も巡り来るかもしれない。それでも、**お互い支え合う人間の英知**でこれまでも乗り越えてきたし、これからも乗り越えていく。

誰もが誰かのエッセンシャルワーカー。

子にとっての親も、親にとっての子も、入ったばかりの社員も、取引先の方々もエッセンシャルな存在。そして、家族も、社内の一人一人も近隣の人たちも、知らず知らずにお互いにエッセンシャルな英知を集めて営み続けている。こんなことを考えた。

経営者の皆様にとってエッセンシャルであるために、メビウスもスタッフ全員の英知を集結させて活動을 続けて参ります。

「朝の来ない夜はない。今は必ず『過去』になる」を信じて。

メビウス講義レポ

第214回 2022年1月

ワイズティーネットワーク(株)

代表取締役社長 根本泰昌氏 「必ず見つかる 経営のヒント」

ハイブリット

2022年1月20日(木) 太田グランドホテルにて、コロナ禍ではありますが、参加者の皆様にもご協力をいただき **ワイズティーネットワーク(株)代表取締役社長 根本泰昌氏** による講演会「必ず見つかる 経営のヒント」を開催いたしました。シャッター街だった宇都宮オリオン通りに革命を起こし、『紅茶の街』として話題になるまでのキセキと、さまざまな分野からコラボレーションのオファーが絶えない、根本社長のアイデアはどこから生まれるのか、大変貴重なお話を伺うことができました。それでは当日のダイジェストをご紹介します。



ワイズティーネットワーク(株)代表取締役社長 根本泰昌氏

大手製薬会社退職後地元宇都宮にUターン、「紅茶で人と地域を元気にする」ため、2006年ワイズティーネットワーク株式会社設立。「世界のお茶の専門店Y's tea(ワイズティー)をOPEN。講演会、「全国ご当地紅茶」のプロデュース、プロスポーツチームや企業からの依頼でブレンド紅茶の作製、海外からの依頼によるオリジナル紅茶の提供、イベント企画等、その他、病院・自治体・仏教・芸能・美術館・農業とのタイアップが全国的に注目されている。



紅茶との出逢い

- ◆薬とお医者さんでも治らない人を元気に!
- ◆政治とお金だけでは治らない地方を元気に!

模造紙4枚に書き出した
5,000通りの候補から…

それを完全に満たすのは **紅茶** だった



Y's tea をOPEN

2006年に紅茶で人と地域を元気にするためシャッター街となった宇都宮「オリオン通り」にY's tea をOPEN。周囲は反発し、栃木でティールームは無理だと言われたが…

⇒ 反対する方を説得するより、賛成派を増やす
自分の思いを伝え、ファンづくりをする

更なる壁から生まれたもの… Tea story

- 1 都内なみに高い家賃
- 2 開業すぐのリーマンショック
- 3 インド人、中国人とのビジネス
- 4 栃木は紅茶消費量最下位クラス

飲むシーンから考える
仕事中・デート・おもてなし・目覚め…
逆張りの発想

紅茶を
根付かせた
唯一のアイテム
Tea story

価格よりも **“ストーリー”** を求めY's teaへ辿り着く

- ・東京駅100周年記念
- ・坂本龍馬
- ・日光オリジナル
- ・名探偵コナン
- ・正倉院展…
- ・国内外680オーダーメイド

異業種と紅茶のコラボレーション

発想の転換&柔軟な発想

そして、共存の精神で、あり得ない業種とあなたの会社とも、**コラボレーション**

小さな活動からの奇跡

2009年
2010年 **栃木県 紅茶の消費量全国1位に**

Y's tea 独自の取り組みが注目の活動に!

地元小学校に「紅茶部」を発足

**紅茶でマナーを教えるだけでなく
子供達の郷土愛と夢を育み 次世代へつなぐ**

紅茶のように…

- 1 あたたかで
- 2 やさしく
- 3 人を笑顔にさせ
- 4 癒しをあたえる
- 5 礼儀正しい人になりましょう!

最後に、
未来に選ばれる会社とは?

著:森 摂氏「未来に選ばれる会社」→
(学芸出版社・2015年10月1日発売)

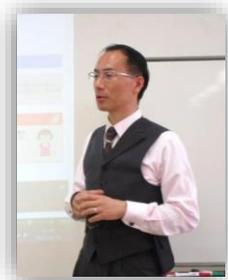
- **ワイズティーネットワーク**
世界20社のうちの1社に選ばれる



Y's teaが大切にしている理念
「VS」ではなく、「And」「With」の精神
自分の思いを再現して仲間を増やす

—— 未来に選ばれる会社の条件 ——
顧客や地域から愛され、
無くなつては困るという存在になること

コロナ禍にも関わらずご参加いただきました皆様と、根本社長の心こもったご講演に、心よりお礼申し上げます。根本社長の講演をお聞きし、地域と人の心を豊かにすることへの情熱と、バイタリティに感服いたしました。また、子ども達に対する活動、多くの人を巻き込みファンを増やしていく、まるで紅茶の伝道師のようです。強い意志と熱意で道を切り開いてこられた根本社長の、「最終目的は何か、次の展開は何か」大変興味深く、ぜひまたご講演いただければと思っております。ありがとうございました。



税理士 原田 尚信氏

去る令和3年12月14日(火)、税理士 原田尚信氏を迎え、「相続対策セミナー 63歳からの相続・遺言対策」と題し、生命保険を選ぶ時のポイントや、事前対策が重要な相続・贈与の知識や仕組みを学びました。会場で受講された方も、熱心に耳を傾けていらっしゃいました。それでは講義の一部をダイジェストでご紹介します。

保険のあれこれ

保険は機能を正しく理解することが重要です
まずは**目的を明確に**しましょう

【例えば個人】

老後の保障 → 個人年金などの保険 (iDeCoを検討)

iDeCo(イデコ)とは、老後資金を自分で作るためのお得な制度

1. 掛金が全額『所得控除』される
2. 運用中の利益は非課税

- 50才からでも「iDeCo」に挑戦する
- 保険の期間延長やコンバージョンの機能のあるものを選ぶ

コンバージョン：健康状態の審査なしで加入中の保険を終身保険等に切り替えることができる

保険に一番多い問題 = **請求もれ!**

自分の入っている保険の機能が分からない。だから、請求しない。

生命保険契約照会制度が令和3年7月始まりました

家族に突然のことが起き、どんな保険に入っているか分からない、保険証券が見当たらない・・・



どんなときに制度が利用できるの？

- 次の理由により、生命保険契約の有無が分からないとき
- **[平時]** 親や家族が死亡したとき
親や親族の**認知判断能力が低下**したとき
 - **[災害時]** 災害救助法が適用された地域で被災したことによる死亡または行方不明のとき

相続・贈与を考える

日本人の平均健康寿命が約73歳であることを考えると
63歳くらいから対策を考える必要があります

◆ 年間110万円まで贈与しても 贈与税が課税されない**暦年贈与**

- ①子ども名義の通帳を作り、その口座に贈与した金銭を**振込んでいるだけである。**
- ②銀行への届け出印はもとより通帳からカードまで**全て親が管理している。**
- ③子どもや孫が自分名義の口座にもかかわらず**その存在を知らない。**



子ども(孫)の名前を借りた親の**預金(名義預金)**とされ、**贈与したことはない可能性。**



例えば、孫の学費を負担する(非課税)

◆ 自宅の相続をどうするか？



たとえば・・・

- ・家屋を取り壊して敷地を譲渡する。

譲渡所得(売却代金から土地の取得費を引いた残り)が、3000万円以下であれば、約20%の税金が課税されない

たとえば・・・

- ・自宅を長男が相続(所有権)し、
母は**住む権利(配偶者居住権)**を相続する

長男は『所有権』を相続するが、『住む権利』を差し引くので相続税の計算も少なくなる。なお、母の死亡と共に、住む権利は消滅するので遺産分けの対象にならない。

保険や税金対策を中心にお話していただきました。相続は制度が複雑化し、さまざまな選択肢があります。生前によく話しをし、税理士などプロの方に相談するきっかけになればと講義を締めくくっていただきました。ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

講師 工藤裕二氏

社会保険労務士法人
工藤経営事務所代表
人事労務コンサルタント
社労士事務所勤務後、
1998年に独立開業。
現在に至る。



去る令和3年11月17日（水）、昨年に続き、特定社会保険労務士法人の
工藤裕二氏を講師に迎え、2022年4月から企業規模に関わらず義務化され
る「パワーハラスメント防止法」を中心に講義をしていただきました。
それでは当日の講義の一部を紹介します。

中小事業者は2022年4月1日 施行 パワーハラスメント防止対策の法制化（労働施策総合推進法）

事業主にパワーハラスメントの
防止措置を講じることを義務付け
事業主に相談したこと等を理由と
する不利益取扱いの禁止

◆パワーハラスメントは、職場において

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

パワーハラスメントの種類



過去3年間にパワハラに該当すると判断した事案の圧倒的 1位

あなたは大丈夫ですか？日頃の言動を見つめ直しましょう

会社がやるべきこと（講ずべき措置）

- STEP1** 事業主の方針の明確化及びその**周知・啓発**
→ **トップメッセージ、就業規則の変更**
- STEP2** 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
→ **相談窓口を定め、広く相談に応じる**
- STEP3** パワーハラスメントへの迅速化かつ適切な対応
→ **事実関係の確認・被害者への配慮
行為者への措置・再発防止**
- STEP4** 1から3までの措置と併せて講ずべき措置
→ **相談者・行為者へのプライバシーの保護
相談による不利益な取扱いを行わない**

より詳しい情報をお知りになりたい方は、ハラスメント対策総合情報サイト**厚生労働省「明るい職場応援団」**をご覧ください。パンフレット・リーフレット・パワーハラスメント対策導入マニュアル・ポスターなどもダウンロードできます。ぜひご活用ください。



その他、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について雇用保険を適用する「雇用保険マルチジョブホルダー制度」、「育児介護休業法改正」「傷病手当金の支給期間の通算化」などの主な改正事項、また、労働相談の事例を分かりやすく解説していただき、参加者の皆様にもご好評をいただきました。

毎年11月に、労務実務最新セミナーを開催しております。継続した学びにお役立てください。